

福祉・介護職員等特定処遇加算

「福祉・介護職員等特定処遇加算」について

「障害福祉人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある障害福祉人材に重点化を図りながら、障害福祉人材の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この件を受け、令和元年の介護報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等特定処遇改善加算の算定をするにあたり

- 1、現行の福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得していること
- 2、現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、複数の取組を行っていること。
- 3、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化（ホームページ等で）を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

福祉・介護職員等特定処遇加算対象施設について

加算対象施設	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	サービス名
ニックス南訪問介護事業所	加算Ⅰ	○特定加算Ⅰ ◇特定加算Ⅱ	○居宅介護 ◇重度訪問介護
ニックス東訪問介護事業所			
ニックス中訪問介護事業所			
ニックス安芸訪問介護事業所			
ニックス西部訪問介護事業所			
ニックス訪問介護事業所			

職場環境要件等について

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容については次のとおりです。

職場環境	当事業所としての取組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ○ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員の早期離脱防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度 導入 ○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

職場環境	当事業所としての取組み
処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器 等導入 ○ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の設備 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ○ 職員の増員による業務負担の軽減